

よりも人間を主にして開発することである。ともかく可能な限り障害児とその家族の生活の場へ出むくことが今求められているのだと思う。

《参考文献》

(一) 浜野一郎・谷口政隆・山口尚子「心

身障害児と家族——その生活構造とニ

ド(1)(2)「神奈川県匡済会福祉紀要(1)一九

八〇、(12)一九八一

(二) 盲重複障害児者処遇研究会「盲重複

障害(児)者と家族——その生活構造と

ニード」一九八〇

(三) R・プリンクワース著、宮下俊彦・

谷口政隆訳編「育児相談・ダウン症児の

ために」日本放送出版協会、一九八〇

(四) 宮下俊彦・佐々木正美・谷口政隆編

「障害児保育の基礎——療育的保育とコ

ミュニティ・ケアの発展のために」医歯

薬出版、一九八一

(五) 谷口政隆「心身障害児とその両親(1)

(2)「療育研究ノート一九七九、一九八一

(六) 谷口政隆「心身障害児とその兄弟姉

妹」療育研究ノート一九七九

〈神奈川県匡済会研究室長〉

② 市民の中の障害者福祉

松田米生

一 はじめに

障害者の問題が、福祉のなかにあっても特に困難さを伴うのは「老人は明日はわが身」であつても、「障害者は明日もひとの身」だからであろう。

「ともに生きる」つまり「市民連帯」を語るとき、この困難さのなから何らかの手掛りを見つけ出せないであろうか。それが、本稿のねらいである。

二 事例を通して

① 事例I

Eさん。男性。二〇歳を目前にして、旭区内の市営住宅から中区山手町の横浜訓盲院に通っている。同居している家族は、母親(五五歳)と兄(二三歳)である。母親は、腰痛のほか内部疾患もあつて職業生活は営めず、また兄も幼い頃の小児結核を経た虚弱体質に加えて、視覚

も弱視で何度かの就労の試みもうまくゆかず、現在家にいる。家族は生活保護をうけている。

父親は、一六年前、当時南区中村町のドヤ街で暮らしていたころ家出失踪し、その後まったく音信がない。

Eさんは、視覚障害の一級(全盲)に知恵おくれも加わつて、重度の重複障害者である。

この事例についていえば、私たちの仕

- 一 はじめに
- 二 事例を通して
- 三 地域のなかで
- 四 互いの立場を超える
- 五 まとめ

事のうえでも数少なくそして困難を極める事例の一つといえる。家庭状況の複雑さに加えて、Eさん本人の障害の重たさ。こうした事例を目前にして、関係機関の職員も大きな困難をもって対さねばならない。児童相談所のワーカーKさんは「訓盲院は児童福祉法による盲児施設であり、これ以上措置延長はできない」と言う。最近では、一部の一般小中学校や盲学校での盲児受け入れが進んでおり、

民間社会福祉施設である横浜訓盲院は社会的要請からもEさんのような重度重複児のうけ入れをせねばならない状況にある。毎年毎年新たに登場する盲児うけ入れのニードに対し、児童相談所としては措置解除年齢（一八歳）を超えた児童は施設から出さざるをえないのである。

では、Eさんのような場合、その後どのような生活（処遇）の場があるのであろうか。家に戻った時の親子三人の生活を想定してみよう。住居そのものは確保されている。また生活保護費が支給されている間は、一応の経済生活も可能であろう。しかし、Eさんの家族で問題なのは、そうしたハード的な面ではなく、家族としての生活維持能力ともいえるソフトな面での困難さである。前述したとおり母と兄はそれぞれ不利な条件をかかえており、Eさんが毎日毎日家族と一緒の生活をたどる欲しかったとしても、近隣の住民やホームヘルパーによるサポートにもそれぞれの限界があろう。

想定される家族の危機を回避するためにも、現状のなかでは「身体障害者福祉法の療護施設か専門的病院」（児童相談所ワーカーKさん）でEさんの処遇を検討せねばならない。しかも、それは止むを得ないうえでの判断であり、「この事例に対処できる適切な施設はないのでは」（旭福祉事務所ワーカーHさん）という

のが現状である。Eさんのような重複障害の場合、既存の各法律に基づく福祉施設での処遇は、設備的にもまたスタッフの関わりからも、極めて難しく、ほんの一部の例外を除いて、全国的にも皆無といえよう。

またEさんが生まれ育った昭和三十年代後半から四十年代にかけての、衛生・民生・教育それぞれの対応は現在に比べてどうであったのか。「Eさんの生まれた昭和三十六年当時、新生児検診の未検診児に対するフォロー体制は弱かったし、障害児対応も極めて弱かった。その一〇年後であれば未熟児訪問なりにひっかつたであろうし、乳幼児期もリハビリ看護により視覚のトレーニングも出来たかもしれない」（保健婦経験が長く現在衛生局本庁で仕事をしているNさん）。教育はどうであろうか。「Eさんの場合、昭和四十八年から訪問講師をうけているが、在宅訪問講師制度自体昭和四十四年にスタートしたものであり、Eさんの場合は何らかの事情があったのではない」（教育委員会指導主事のYさん）。市立盲学校では、就学前の盲児に関して家族からの相談に応じ、指導を図っているが、こうした制度が出来たのは昭和五十年代に入ってからである。また民生サイドについていえば、就学前の障害児の訓練施設としては、昭和四十年代以降少しずつ設

置されてくるが、精神薄弱、肢体不自由、言語障害といったように対象にする障害分野が決められており、特に重度の重複障害の場合の受け入れはほとんどできない現状である。「家の近くに訓練施設がないため母子分離ができない。本人はもとより、家族も自立するための契機がつかめないことになる」（保健婦Aさん）。昭和三十年代から四十年代、そして五十年代へ。施策の充実、障害児者にとっても大きな変化をもたらそうとしている。しかし、Eさんは訓盲院を出たあとどこへ行くのかまだ決っていない。

②—事例Ⅱ

Tさんは二九歳の女性。韓国籍ではあるが都下八王子で出生。複雑な家庭であったのかもしれない。彼女が二歳の時に母親が彼女の実父（つまり夫）を殺害、彼女は養護施設にひきとられる。その後母親は刑期を終えて刑務所を出たので彼女も引き取られて中学を卒業する。中学卒業後、彼女の容姿の良さもあって、食堂のウェイトレスからはじまって水商売へ転じ、一七歳にして暴力団にも関係ある男と同棲を始め、一子をもうけるが、数年でその男とも離別。伊勢佐木町のキヤバレーでホステスとなるが、二七歳の時に、仕事の帰りに酔っていたのであろう自分のアパートの階段から転落、頭部

を激しく打った。市立大病院にて開頭手術。命はとりとめたものの、彼女は『左側硬膜下血腫による右片マヒ』という診断名で二級の身体障害者となる。

その後、彼女は厚木の七沢リハビリテーションセンターにて歩行訓練や生活訓練といった社会復帰のための指導を受け、今年の二月からは東京都下にある重度身体障害者授産収容施設に入所中である。

彼女の場合は、いわゆる中途障害者ということになるが、中途障害者の難しさは「障害者になる前の生活様式や価値観をもったまま障害者になるのであり、なる前となった後の変化を整理できないままに生き続けている」（中福祉事務所ワーカーUさん）ということであり、確かに先天的な障害者とは大きな差異がある。しかも、彼女の場合は、水商売という一見華やかさであり、社会の底辺ともいえる生活の経験の持ち主である。現在入所中の施設でも、男性の入所者と男女関係をはき起こしているらしく、施設からは出てほしいとの連絡が福祉事務所に入っている。しかし、母親そして姉とも今までの生活歴のなかで一言では言いきれない複雑さをTさんとの間にもっており、それぞれでのひきとりはできない状況にある。彼女の今後のことについては、就労の

こともさることながら、それ以前の生活場面での個人の生き方についての主体性の確立が前提とならざるをえなくなる。施設内で、規則を破って飲酒タバコはもとより、男女関係がらみの無断外泊、また授産の訓練には意欲にもムラがあるなど、中途障害者の一典型としての難しさをもっており、福祉事務所の担当ワーカーのUさんも途方に暮れるのである。

③—二事例を通して

この事例は、一つの事例が先天的な障害者を代表し、もう一つの事例が後天的な(中途)障害者を代表するものとして取りあげてみた。

横浜市内には、市民のおよそ六〇〇人に一人、約四万五千人前後の障害者がいる(施設や学校に在籍している数、またそれぞれの施策を利用している数は把握されているが、いわゆる実数というものは、プライバシーの問題も含めて把握しにくく、現実には把握されていない。またこれまでの行政の姿勢もその方向になかった)わけであり、二つの事例でどれほどのことがいえるのか、ということにもなろう。この二事例の共通項を探すとすれば、それは人間として、つまり一個人として、またある場面では一つの家族としての社会的な(孤立)の問題ではないだろうか。調査季報68号(昭和五十五年十二

月)の阿部・岸川論文は、老人問題における(孤独)をとりあげて「地域社会の隅に埋もれ、ひたすら孤独に耐えているひとりぐらし老人」の「孤独は他者によっていやされ得るものではなく、自らが解決するか耐える以外にない」と述べている。障害者の場合は、一定の年齢に達さなくとも障害者でありうる点で老人の問題とは異なる性格を有するが、(孤立)した個人や家族は自らその状態を脱却しようとはしないことで、更に悪化した状況を招く結果となりうる可能性をはらむのである。そうした意味で(孤立)の問題は全市民的課題たりうるのである。

少し話はずれるが、関係機関の連けいのごとについてふれておこう。実は、この二事例は、本年四月からスタートした『重度障害児者処遇機関担当者会議』において取り上げられたものである。この担当者会議は、民生局に所属する児童相談所、身体障害者福祉センター及び同ブランチ施設(言語障害児・肢体不自由児通園施設)、福祉事務所、本庁担当課それぞれの職員、さらに教育委員会から指導主事、衛生局からは本庁の保健予防課と保健所の保健婦の方々も参加していた。だき、月一回のペースではあるが、相互に業務を通じての連けいと、障害者の処遇の在り方の検討を共同作業で進めようというものである。障害者の処遇(処遇

という発想自体が行政の画一的対応に多く依拠した考え方、という見方からすればこれ自体問題であるが)に従来の縦割りの枠をこえて、他分野の参加を得て総合的な視点で問題にアプローチしようとする試みとして、評価すべきではないだろうか。この場合、行政と対象者の日常的接点である現場職員の発言は、一つひとつが試行錯誤そして苦渋に満ちたものであり、それぞれ重要な意味をもっている。

今後の方向も含めて、こうした取組みを大切に積み重ねてゆけるかどうか、福祉行政の基本を決定するほど重要なポイントになるはずである。また、この担当者会議についていえば、当面、総論部分での話し合いは一方的論議が繰り返されることになり、対象エリアをもっと絞って、具体的に障害者が生活する地域社会を論議の対象とし、そこで働く関係機関の職員が各々の立場からよりリアルな、そして問題をもっと浮き彫りにして話し合う必要がある。個々の障害者の点としてのニーズを通して、面としての地域社会に対応を助け、その地域社会のもつ資源・活力を有効に活用できるか、これは各論での論議となる。

三——地域のなかで

①—一人の「障害児の親」

ダウン症の一人娘理恵さんをもつ中田ますみさんは、横浜障害児を守る連絡協議会(二〇前後の自主訓練会による横断組織)の発行した「ひとつのあゆみ——子ども、親、地域のために」のなかで、次のように書いている。少し長いが引用してみよう。

「誰でも自分の子供が知恵遅れと知らされた場合、驚き、悲しみ、落胆等、受けるショックははかり知れないものだろう。もちろん私もその例に洩れず一人娘の理恵がダウン症と診断されたからの半年余りは、何をしても虚ろであまりに悲しく子供のおむつをたたみながら、台所仕事をしながら涙をポロポロこぼし、ミルクを飲ませていてもいつの間にか赤ん坊の顔が涙でボヤけてしまうような毎日であった。しかし、そんな毎日からだんだん悲しみをもたらしはらずの本人理恵の成長が毎日の生活を明るくものにしてくれはじめました。寝返りをするようになり、親の顔を見てニコニコ笑うようになり、その可愛さには思わず抱きしめてしまふ。涙ばかりの数ヶ月前が嘘のように思われるようになった」

昭和四十年代後半から、横浜市内各地に障害児をもつ親たちが自主的に運営するいわゆる『自主訓練会』が誕生する。中田さんの所属する磯子区のさつき会も、その一つである。この自主訓練会に

参加する親たちは、中田さんとはほぼ同じ経験をもっていることになる。さらに先を見てみよう。

「家の中をヨチヨチと歩き廻るようになる、このままで日々を重ねてゆくことに不安を感じてきた。このままで良いのであるか。今、この子を治す薬がないのなら、一日も早く訓練なり教育なりをしてやる必要があるのではないか。」

そんな時、折から児童相談所からの紹介でさつき会を知った。一刻も早く入会したくて、家に戻るのもどかしく、近くの赤電話から、今聞いたばかりの代表者の電話番号をまわしたものだ。つた。

(中略)一週間に一度の訓練会は子供はもちろんのこと、それ以上に親の方が楽しみになり、同じ障害児を持つ親同志の語らいが、これほど親の気持ちを明るく解放するとは、思いもよらないことであつた。

一人の親として、自分の子どもが障害児と知らされた時のショックから、徐々に落ち着きを取り戻し、子どものためにとある自主訓練会に入り、そこで親同志の語らいに解放感を覚えるようになるまで、中田さんの心の変化は、この後で「ご本人が述べられてるように「このような子供を持つまで、障害児について全く無関心であった。その子供達の生活がどのようなものであるか殆んど知らず、考え

たこともなかった」ことを出発点とすれば、大きな変わりようである。ごく普通の人生を歩まれていたかもしれない一人の女性が「訓練会に入り、一般の主婦の人々がまた大学生のボランティア達が自らこういう会に関わりを持ち、子供達と共に笑い、母親と一緒に考え行動してくれる姿を目の前にして」その人々に対する感謝はいうまでもなく、自分自身も「前向きに物を考え、積極的な行動力を身につけることができたのも」自主訓練会に参加したからこそ、と中田さんは述べている。

②—自主訓練会の特色

それでは、自主訓練会はどうしてそうしたことを可能としたのか。先述の横浜障害児を守る連絡協議会は横浜市児童福祉審議会に提出した『障害児福祉の中における自主訓練会の意義と役割』という論文のなかで、この自主訓練会の特色をこう記している。「親と子が可能な限り生活の場に近いところに、自主的・日常的に集うことによって、構成員のニードを生活の中から間断なく汲みあげられる場であり、このニードのうち自ら充足できるものは訓練会で充足しつつ、充足し得ないニードを行政機関などの話し合いにより解決を求めてゆく。しかも、親が主体的に訓練会を運営することで、ニ

ードが抑圧されることなく素直に表出され、また絶えずこの充足に向けて活動することでニードを切りすてない」としている。しかも、その活動を支えるエネルギーは「同じ悩みを持つ親達に出合え、心なごみ元気づけられ、子どものために共に力強く生き」ようとする親たちの心理的作用だと指摘している。

③—市民連帯へ

障害児殺し、そして親子無理心中の話題は、残念ながら今年に入っても数度に及び、新聞等マスコミの報道するところとなつている。障害児の親なら、世間の冷たさに幾度となく遭遇しているはずである。「何もかも見すてて、この子と一緒に死んでしまいたい」と思った人がほとんどだそうである。しかし、思うだけと実際にそうしてしまうことには大きな隔りがある。一つひとつの自主訓練会が苦難を伴って歩んだ道は「弱い立場の市民」が故になし遂げられた(市民連帯)の姿ではないだろうか。

昭和四十年代をピークとする横浜市の人口急増現象は、そこに住む人々の住民意識を大きく変えたであろう。その定住化傾向さえ定まらぬ時期に、次々と各地域に誕生した自主訓練会は「子どものため」「親のため」「地域社会のため」を旗印に、定例的な自主訓練活動を基礎に、

親たち・子どもたちそれぞれの育ちあひから、地域社会への拡がりを求め、行政との接触さらには施策提起にまで及ぶ幅広い行動を示したのである。

四—互いの立場を超える

①—ある親子の場合

港南区に住むKさん親子は、両親と一番上のお姉さん、そして男の兄弟二人の五人家族。末っ子の宏次さん(一八歳)が、幼い時の病気がもとで両足にマヒのある障害者であることを除けば、ありふれた典型的中流家庭にすぎない。

いま、上の二人はそれぞれ就職し、また大学卒業を控えており、末っ子の宏次さんも高校に入ってからのがんばりが功を奏して、市内の私立大学しかも社会福祉学科に今春入学することができ、母親の康江さんもほっと一息という今日この頃である。

しかし、康江さんはこうした宏次さんの成長を三人のなかでも一番嬉しく思う半面、何年か前のある出来事がふと脳裡に浮かぶことがある。それは、宏次さんが近所の中学に入って間もないある日のことだった。いつものように宏次さんの下校の迎えを終え、家に戻った後、宏次さんの口から出た言葉は次のような内容だった。「お母さん、姉さんや兄さん

はずっと家にいたのに、なぜ僕だけゆうかり園で六年間も暮らさなければいけないのか。宏次さんは、藤沢にある肢体不自由児の収容施設具立ゆうかり園をその前の年に退園し、その頃は家のある港南区内の中学に通い、朝夕お母さんの送り迎えをうけながらも、学校での生活にもやっと慣れてきた頃であった。

康江さんは、あまりにも突然でしかも子期していなかったこの問いに、一瞬動揺し咄嗟に答える術をもてなかったそうである。何とか取り繕いの言葉を口走ったようだが、覚えていない。急に暗闇にひきずり込まれたような呆然さに襲われたと後日述懐している。

私は、三人の子供のなかで末っ子の体の不自由さが不憫で、ほかの子がどうであれ、この子だけは、と齒をくいしばって頑張ってきた。いい病院を探して何か所も回った。体のために良いと噂を聞けば、慌てて駆け付けた。何度かの落胆の末、やっと入れたのがゆうかり園だった。やっと入れたものの、康江さんにとってもその六年間は決して安堵の日々ではなかった。月一回の面会日の帰り、夕焼け空の下でだんだん小さくなるゆうかり園の屋根を見て、目頭が熱くなり、堪えきれない涙に声を出して泣いたことが何度あったことか。それでも宏次の足は、数度の手術と毎日の訓練の結果、スチー

ル製の杖で何とか前へ進めるようになり、今ではクラブの合宿にも参加できるほどになったのである。ゆうかり園に入っていないければ、ここまでは回復しなかったのでは……。

しかし、その六年間、この子は本当に幸せだったのだろうか。父母とも、姉兄たちとも、そして幼い頃一緒に遊んだ近所の子たちとも離れて暮らした六年間。この子は何を感じ、何を考えながら暮らしていたのだろうか。

② 福祉体験研修を通して

五十六年七月発行の職員機関紙「みなと」一一一号は、今年六月中旬から七月初旬にかけて行われた第一部(吏員昇任)職員研修の様子を掲載している。

「共に生きる」と題したこの研修は、従前からのメニューに精神薄弱者施設や老人ホームでの実習による「福祉体験」を加えたことが大きな特徴である。企画した職員研修所や協力した民生局のスタッフにも、この企画に対して当初幾許かの懸念があったようであるが、研修を終えた研修生の感想を見れば、それがいかに杞憂であったかが知れよう。多分、ほとんどの研修生が福祉施設での仕事とは縁遠いところで仕事をしているのであろう。「フレッシュな感動」が研修後のアンケートに充滿している。「福祉授産

所で作業をしたが、出来高払いで、一日働いてわずかにしかならないということ、福祉の現実のきびしさがよくわかった」「老人ホームの老人が、不慣れな私に『ありがとうございます』と何度もお礼を言うてくださることに對して、何か罪悪感を感じてしまった」「寮母さんのできばきと働く姿にびっくり、同じ市の職員として自分にも良い刺激となった」。さらに、次のような感想になると、民生局の職員になって何年か経った者でもなかなか言えないセリフではないだろうか。

「精神薄弱者に対する自分の抱いていたイメージは簡単にくつがえされ、『別の世界』と思いがちだった心理がいつの間にか、少しずつではあるけれどもなくなっていく」「施設の問題もそこで働く職員の問題よりも、まず、老人を抱えた家族の心のあり方が問題だと思う」「みんな、一生懸命に生きている。みんな街に出て、一緒にバスに乗り、食事をする世の中を早くつくらねば、いけないと思う。努力したい」

この研修を企画した側にとっても、衝撃は予想以上だったようであるが、精神薄弱者施設を二日間実習して「同じ人間として、同じ時間を生きている仲間である、ということ強く感じた」人間が一人でもいたことは大きな収穫であろう。一人だけではない。九九歳のおばあちゃ

ん、人生の三分の一近くをこの老人ホームで過ごし「毎日ただベッドの上でものを見ることも何をすることもできず生きている。肉親の冷たさを味わい、反面百歳の生を授かったことへの感謝。そして、毎日、身の回りの世話をしている寮母さんへの絶大な感謝!!……すべての入り混じった吐露」を目の前にして「自分は寮母様じゃなくて単に研修でお手伝いさせてもらっている者であることを説明するのも忘れて、涙を流した」研修生がいる。

「共に生きる」ことを阻害する大きな要因に、共に生きる相手についての無知をあげることができよう。市民一人ひとりはその隣人について、障害者は健常者について、健常者は障害者について知らない。権力的に遮断され、隔離された生活をお互いに送っているのならまだしも、「同じ人間として、同じ時間を生きている」者同士が、互いに支え合うことなく、自己の欲望・利益だけを求め続けるとしたらどうだろう。この社会において常に少数者、しかも自ら訴える力の弱い老人や障害者の問題は、顕在化しえないまま放置されるか、いま一歩進んで、多数者の受動的・消極的な意識のもとで「特定の家族(福祉対象者)と行政(公的サービス)のやりとり」に終始してしまおうであろう。

昇任研修という枠組の中ではあるが、参加した五〇人の若い職員は「体験」により「無知」を脱却する感触を得たであろう。しかも、その中の幾人かは「共に生きる」ことへの希求を得ることができたのではないか。

障害者が「障害者らしさ」に反逆する。健常者が「健常者らしさ」に反逆する。それぞれが立場を超える時「共に生きる」契機は用意される。

五——まとめ

自ら障害をもつ人々またその家族が、自分たちの置かれている窮状を、孤立のなかに押しこめるのでなく、能動的・積極的に周りの人々に表明し、支援を求めてゆく。その真摯さに打たれ、深い共感をもって周囲の人々（地域住民）が、それぞれの方法で最大限の努力で応える。これに行政を中心とする公的なサービス

が有機的に絡み合うとすれば、これが「地域福祉」の実現であり、同時に「市民連帯の再建」にほかならないであろう。

しかも、この関係は相互に緊密に作用してゆくのであり、例えば行政だけが先行するとうようなアンバランスな事態はありえないであろうし、地域住民のボランティア活動が行政が消耗品扱いするような相互不理解があつては成立し得ないであろう。

行政の公的サービスも、大いに反省す

べき点がある。平均性と画一性を重視した結果、実際の個々の障害者の生活をサポートするには、はなはだ不充足なものとなっていることを認識する必要がある。

この公的サービスを再構成するには「地域福祉」の観点から、つまり個々の障害者の生活の個別性を重視する観点から抜本的再検討をする必要がある。

「地域福祉」へ向かわせ、それを支えるのは、「ともに生きる」人間の営為にはかならない。「民生局障害支援課育成係」